

基礎・境界ソサイエティ企画委員会規程

令和5年12月27日制定

第1条

本ソサイエティ運営規程第4条に規定する基礎・境界ソサイエティ企画委員会（以下本委員会）の構成、運営はこの規程による。

第2条

本委員会の委員は会長、次期会長、編集長、事業担当副会長、庶務幹事2名、会計幹事2名、事業担当幹事2名、その他委員長の指名する者とする。

第3条

その他委員長の指名する委員の任期は1年とし、2期をこえることはできない。

第4条

本委員会の委員長は会長とする。

第5条

本委員会委員長は必要に応じて本委員会を開催する。

第6条

本委員会は本ソサイエティに関する企画・立案を行い、必要な場合に本ソサイエティ運営委員会に提案する。

第7条

本委員会は必要に応じ、検討小委員会を開催することができる。

附則

- 1) 本規程は、令和5年12月27日から適用する。
- 2) 本規程の変更は、本ソサイエティ運営委員会の承認のもとに行う。

以上